

焼津市告示第159号

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月16日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、焼津駅周辺まちなか区域の空き店舗又は空き店舗用地を有効活用し、焼津駅周辺の活性化を図るため、焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 焼津駅周辺まちなか区域 別図に掲げる範囲内の区域をいう。
- (2) 焼津駅周辺まちなか区域空き店舗利活用事業 焼津駅周辺まちなか区域における空き店舗又は空き店舗用地に自ら出店し、利活用を図る事業をいう。

第3 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

- ア 焼津駅周辺まちなか区域における空き店舗又は空き店舗用地を賃借する者であること。
- イ 空き店舗又は空き店舗用地の所有者と同一世帯に属する者又は生計を一にする者でないこと。
- ウ 令和7年度内に焼津駅周辺まちなか区域における空き店舗又は空き店舗用地において営業を開始した者であること。
- エ 空き店舗又は空き店舗用地の賃貸借契約の締結日から起算して6か月以内に営業を開始していること。ただし、6か月以内に営業を開始できないことについて正当な理由がある場合はこの限りでない。
- オ 営業開始から2年以上事業を継続しようとする意思のある者であること。
- カ 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業しようとする者であること。
- キ 焼津駅周辺まちなか区域において既に小売業、サービス業、飲食業等を営んでいる者で、移転して営業しようとするものでないこと。
- ク 小売業、サービス業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。

以下同じ。)を空き店舗又は空き店舗用地において営業しようとする者であること。
ケ 営業に当たり法令で定める必要な許認可を得ていること。

コ 第5の規定により交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。

サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(2) 令和6年度焼津市中心市街地空き店舗利活用事業補助金交付要綱(令和6年告示第185号)に基づく補助金(以下「令和6年度補助金」という。)の交付を受けた者のうち、賃貸借を開始した日から1年を経過していない者で、第3(1)イ及びエからサまでのいずれにも該当するもの

第4 補助の対象等

(1) 補助の対象

焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業に要する経費のうち、営業を開始した月分から12か月(令和6年度補助金の交付を受けた場合にあつては、12か月から同補助金の対象となった貸借料の月数を除いた月数)を限度とした令和7年度の月分の空き店舗又は空き店舗用地の賃借料(消費税を含み、敷金及び礼金を除く。以下「家賃等」という。)とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(2) 補助率(額)

次に掲げる補助金の交付対象者の区分に応じ、それぞれに定める額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1月分の家賃等につき40,000円を限度とする。

ア 第3(1)の交付対象者 (1)に掲げる経費の2分の1以内の額

イ 第3(2)の交付対象者 (1)に掲げる経費の3分の2以内の額

第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(第1号様式)

イ 事業計画書(第1号様式別紙)

ウ 収支予算書(第2号様式)

エ 営業を開始した日が確認できる書類(第3(2)に該当する者に限る。)

オ 家賃等に関する契約書の写し

カ 住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)

キ 定款又はこれに準ずるもの(申請者が団体である場合に限る。)

ク その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

ア 第3(1)の交付対象者 営業開始日の属する月の末日又は令和8年3月6日のいずれか早い日まで

イ 第3(2)の交付対象者 令和7年5月30日まで

第6 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 施行場所の変更
 - (イ) 事業量の20パーセントを超える変更
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - ア 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
 - イ 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - ウ その他市長が交付を行うことを不相当と認めたとき。

第7 変更承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（第3号様式）
- イ 変更事業計画書（第1号様式別紙）
- ウ 変更収支予算書（第2号様式）
- エ その他市長が必要と認めるもの

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（第4号様式）
 - イ 事業実績書（第1号様式別紙）
 - ウ 収支決算書（第2号様式）
 - エ 家賃等を支払ったことが分かる書類又はその写し
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（第5号様式）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第10 概算払請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（第6号様式）

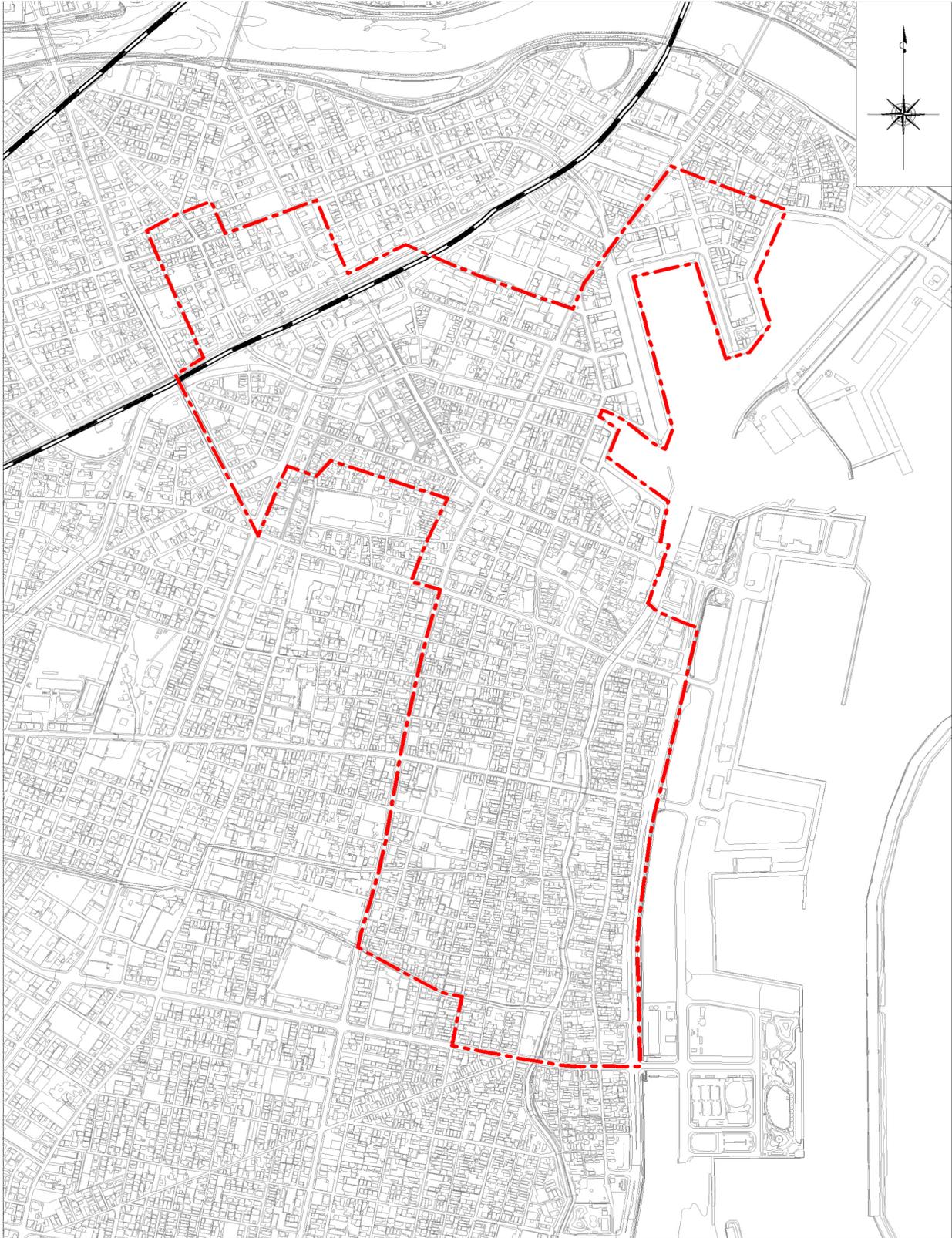
イ 資金状況調べ（第7号様式）

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別図

焼津駅周辺まちなか区域



第1号様式（第5関係）

交付申請書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 住 所 氏 名 (署名) 電話番号	
次のとおり実施したいので補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。 なお、本申請に当たり市税の納税状況について調査されることに同意します。	
補助事業の名称	令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業
補助対象経費の総額	金 円
交付申請額	金 円
事業の計画	別紙のとおり
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

氏名欄は、個人にあつては氏名を、団体にあつては団体名並びに代表者の役職及び氏名を記載するものとし、本人又は代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

(添付書類)

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 営業を開始した日が確認できる書類（要綱第3(2)に該当する者に限る。）
- (4) 家賃等に関する契約書の写し
- (5) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (6) 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

第1号様式別紙（第5、第7、第8関係）

事業計画書（変更事業計画書）（事業実績書）

店舗名	
店舗所在地	
電 話	
物件所有者氏名	
物件所有者住所	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
店舗及び 経営の内容	
定休日	
営業時間	
賃借料	
備 考	

第2号様式（第5、第7、第8関係）

収支予算書（変更収支予算書）（収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

費目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	対象経費	補助金額	摘要
計					

2 支出の部

（単位：円）

費目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	対象経費	補助金額	摘要
計					

第3号様式（第7関係）

変更承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

住 所

氏 名

（団体にあつては、所在地、団体名並び
に代表者の役職及び氏名）

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業補助金交付要綱第7の規定により、
下記のとおり補助対象事業の変更・廃止の承認を受けたいので申請します。

記

1 交付決定

年 月 日付け焼 一 号

2 変更内容

3 変更・廃止の理由

4 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果

5 廃止後の措置

（添付書類）

(1) 変更事業計画書（第1号様式別紙）

(2) 変更収支予算書（第2号様式）

(3) その他市長が必要と認めるもの

第4号様式（第8関係）

実績報告書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 住 所 氏 名 (団体にあつては、所在地、団体名並びに 代表者の役職及び氏名)	
年 月 日付け焼 一 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。	
補 助 事 業 の 名 称	令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業
補助対象経費の総額	金 円
交 付 決 定 額	金 円
事 業 の 実 績	別紙のとおり
事 業 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(添付資料)

- (1) 事業実績書（第1号様式別紙）
- (2) 収支決算書（第2号様式）
- (3) 家賃等を支払ったことがわかる書類又はその写し

第5号様式 (第9関係)

請求書

金額				百万			千			円

内訳 交付確定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 今回請求額 金 円

年 月 日付け焼 ー 号により交付確定を受けた焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所

氏名

印

(団体にあつては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

口座振込先金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座種目	普通・当座
	(フリガナ)		口座番号	
口座名義人				

第6号様式 (第10関係)

概算払請求書

金額				百万			千			円

内訳 交付確定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 今回概算払請求額 金 円

年 月 日付け焼 ー 号により交付決定を受けた焼津駅周辺まちなか空き店舗利活用事業補助金について概算払の請求をします。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所

氏 名

⑩

(団体にあつては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

(添付書類) 資金状況調べ (第7号様式)

第7号様式 (第10関係)

資 金 状 況 調 べ

単位：円

区分		月別	月	月	月	計
収 入						
	小 計					
	通 計					
支 出						
	小 計					
	通 計					
差引残高 (通計)						

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。